

医療費負担の軽減のためにジェネリック医薬品を利用しましょう

お問い合わせ 市役所市民生活課 国保係 ☎63-5112

高騰する医療費を削減し、医療機関窓口での一部負担金や保険税軽減のために、積極的にジェネリック医薬品（後発医薬品）を利用しましょう。

◆ジェネリック医薬品とは？

ジェネリック医薬品は、新薬（先発医薬品）の特許期間が終わったあとに、他のメーカーから製造販売される薬です。先発医薬品と同等の有効成分・効能・安全性をもつと国の審査で認められている薬で、開発や研究にかかる時間・コストが少ないので、先発医薬品の概ね5割から7割程度の安い価格で販売されています。

そのため、患者さんにとっては、先発医薬品からジェネリック医薬品へ切り替えることにより、薬にかかる自己負担額を軽減することができるというメリットがあります。

また、増加する医療費を削減することは、国民皆保険を堅持し、医療保険制度を持続させることにつながります。

◆ジェネリック医薬品を希望するときは？

ジェネリック医薬品を処方してもらったり、先発医薬品から変更してもらったりするには、医師の診療や同意が必要です。かかりつけの医師や薬剤師にご相談ください。

ただし、使用している先発医薬品によっては、ジェネリック医薬品が製造販売されていないものがあるため、ジェネリック医薬品への変更を希望されても変更できない場合があります。

また、ジェネリック医薬品は先発医薬品と有効成分や効能は変わりませんが、使用されている添加物

が異なる場合がありますので、病気の症状や体質によっては、医師の判断によりジェネリック医薬品に変更できないことがあります。

※ジェネリック医薬品への変更に対応できるのは、医療機関（病院、診療所）で処方箋を発行してもらい、院外の調剤薬局で薬を受け取られている場合が中心となります。

院外の調剤薬局に処方せんを発行していない医療機関（病院、診療所）で薬を受け取られている場合の多くは、すぐにはジェネリック医薬品への変更に対応できません。

佐渡市の国民健康保険に加入している方へ

ジェネリック医薬品に切り替えたときの「差額通知書」を7月下旬に発送します

お使いになっている薬をジェネリック医薬品に切り替えることで、軽減できる金額の目安をお知らせします。4月に処方された薬代の負担額をもとに7月下旬にお知らせしますので、切り替えの参考にしてください。

※1か月間の投与日数が14日以上で、薬代の差額が100円以上ある方のみが通知の対象です。

心配ごと相談日 (7/15~8/15)

生活のさまざまな心配ごとや困りごとを気軽に相談できる窓口を設置しています。お住まいの地区以外での相談もできますので、ぜひご利用ください。相談は無料、予約は不要です。直接、相談日にお越しください。秘密は守られます。

事業に関するお問い合わせ

社会福祉協議会本所

☎81-1155

※こちらの電話ではご相談は受付けておりません。相談を希望される方は、直接会場にお越しください。

地区	相談日	時間	会場
両津	7月23日(火)	13:00～16:00	両津福祉センターしゃくなげ
	8月2日(金)		
	8月13日(火)		
相川	8月7日(水)	18:00～20:00	ワイドブルーあいかわ
	7月16日(火)	9:00～12:00	
	7月22日(月)		
	8月3日(土)		
8月10日(土)			
新穂	8月5日(月)	9:00～12:00	新穂行政サービスセンター
畑野	7月25日(水)	9:00～12:00	畑野農村環境改善センター
真野	8月6日(火)	9:00～12:00	真野老人福祉センター寿楽荘
羽茂	8月7日(水)	13:30～16:30	羽茂農村環境改善センター
赤泊	7月17日(水)	13:30～16:30	赤泊福祉保健センターやすらぎ

